

補助対象拡大!

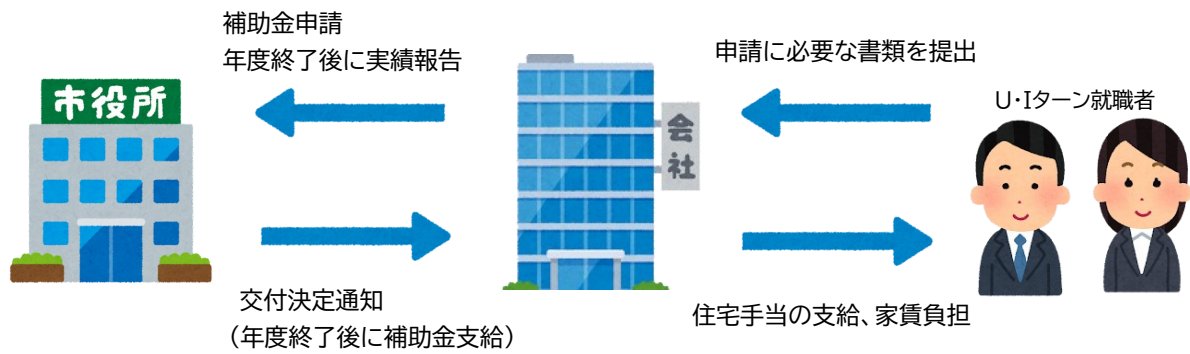


# 新発田市U・Iターン就職推進 家賃補助金のご案内

新発田市内へのU・Iターンによる就職を促進するため、市内の企業への就職に伴って、新潟県外から転入し、賃貸住宅へ居住する従業員を雇用する企業が負担する、住宅に係る経費の一部を補助します。

補助金額	企業が支給又は負担した家賃額の1/2(上限2万円) ※申請人数に応じ、金額を調整(減額)する場合があります。
補助期間	従業員が次の全ての要件を満たした月の翌月から24か月(1日付けで満たした場合は当月)
補助対象者	<p>以下の<u>すべての要件を満たす従業員</u>を雇用する、新発田市内に本社、本店または支店を有する企業もしくは個人事業主</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 令和6年4月1日以降、新たに常用雇用者として雇用されていること。</li><li><input type="checkbox"/> 雇用された日の前90日から後90日の間に新潟県外から転入を行っていること。</li><li><input type="checkbox"/> 雇用された日の前90日に新潟県内の企業に常用雇用者として雇用されていないこと。</li><li><input type="checkbox"/> 交付申請後2年間以上、市内に居住の意思があること。</li><li><input type="checkbox"/> 転入日前2年間、市内に居住していないこと。</li><li><input type="checkbox"/> 企業の経営を担う役職(代表者、取締役等)に就いていないこと。</li><li><input type="checkbox"/> 次に掲げるいずれかであること。<ul style="list-style-type: none"><li>ア 賃貸借契約の契約者本人であること。</li><li>イ 企業が契約する賃貸住宅の居住者であること。</li><li>ウ 企業等の社宅又は寮である賃貸住宅の居住者であること。</li></ul></li><li><input type="checkbox"/> 交付申請時において市税等を滞納していないこと。</li><li><input type="checkbox"/> 新発田市暴力団排除条例(平成24年新発田市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に所属し、又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められないこと。</li><li><input type="checkbox"/> 他の公的制度による家賃等助成を受けていないこと。</li><li><input type="checkbox"/> 同一世帯に属する全ての者が過去に本補助金の交付を受けていないこと。</li></ul> <p>※以前から新発田市内に住民登録を行っていても、交付申請までの2年間、実態として新潟県外に居住していることが証明できれば対象とします。</p> <p>◆県外居住証明の例 在学(卒業)証明書、従前の住所に届いた郵便物や光熱水費の明細など(従業員本人の氏名が記載されたもの)</p>
補助対象となる物件	新発田市内に所在する賃貸住宅(市営住宅などの公共的な住宅は対象外です。) ※企業の借上げ住宅、社宅、事務所の寮も補助対象物件になりました。
問い合わせ先	〒957-8686 新発田市中央町3-3-3 ヨリネスしばた6階 新発田市商工振興課 工業振興係 電話 0254-28-9650(直通) FAX 0254-28-9670 メール shoukou@city.shibata.lg.jp

申請の流れ



補助対象経費について

補助対象経費については、以下のとおりとします。

契約の仕方	補助対象経費	補助金額
従業員契約の賃貸住宅	企業から従業員へ支払った住宅手当	住宅手当の1/2(上限2万円、千円未満切り捨て)
企業契約の賃貸住宅	企業の支払った家賃から従業員負担分を控除した額	企業負担額の1/2(上限2万円、千円未満切り捨て)
社有社宅	家賃から従業員負担分を控除した額	

(例) 企業が借上げ、賃貸借契約をする賃貸住宅で、家賃5万円を一時的に全額負担し、給与支給時に従業員から一部(2万円)を天引きしている場合  
 ⇒企業負担3万円のうち、その1/2である**1万5000円**を市が補助します。

※管理費、駐車場代、光熱水費等が含まれている場合は、住宅手当や家賃から**その分を控除した額**が対象です

必要書類

申請の際に提出が必要な書類は以下のとおりです。

- 新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金交付申請書(別記第1号様式)
- 補助対象経費を支払う、又は負担する従業員一覧
- 従業員を常用雇用者として雇用したことが証明できる書類
- 従業員が転入まで新潟県外に居住していたことが分かる書類
- 従業員が転入前2年間市内に居住していないことが分かる書類
- 従業員が居住する賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し及び当該賃貸借に係る賃借料が分かるものの写し
- 新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金誓約書(交付申請用)(別記第2号様式)
- 従業員の納税証明書(滞納がないことを確認するもの)
- 従業員の住民票(市内での住民登録が確認できるもの)
- その他市長が必要と認める書類

※社有社宅や事務所の寮など、貸主が雇用先企業となる場合は、家賃相当額や維持管理費に係る根拠資料等の提出が必要です。

事前申請  
受付期限

令和6年11月15日(金曜日)まで

※本事業は予算の範囲内で実施するものです。事前申請の人数によって、**補助金額を調整する**場合がありますのでご了承ください。

その他

- ・申請の際は、「新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金交付要綱」も併せてご覧ください。
- ・交付決定後の実績報告等の手続きについては、交付決定通知と併せてお知らせします。
- ・申請の内容に偽りや不正があった場合または本補助金要綱に違反した場合は、交付決定を取消すことがあります。
- ・その他、ご不明点等は裏面の問い合わせ先にお気軽にお問い合わせください。